

「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的考え方について」 (概要)

経緯
の
検討

- 民族共生の象徴となる空間作業部会報告(平成23年6月)を踏まえ、文部科学省において、大学等におけるアイヌ遺骨の保管状況の調査を実施。
- これを踏まえ、政策推進作業部会(平成25年6月)において、アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的考え方について報告。

基本的
考え方
に係る
返還・集約

- 遺骨の返還・集約を進めるに当たっては、アイヌの人々の意向を最大限尊重する。
- アイヌの人々が返還を求める遺骨については、象徴空間への集約後も含め、最大限返還する。
- 返還に当たっては、適切な相手先に確実に返還し、遺骨が何度も移転させられるような事態は極力避ける。
- 遺骨と一対一で対応する副葬品については、遺骨と帰趨を共にするものとする。
- 返還手続については、政府において、ガイドラインを作成するなど、関係大学と協力して検討を進める。
- 返還・集約に先立ち、適切でない保管状況の遺骨があれば、その大学に対し速やかな改善を促す。

今後の
検討課題

- 遺骨の集約の在り方(集約施設、遺骨の保管、慰霊への配慮等)について
- 個人が特定できない遺骨の取扱いについて
- 地域のアイヌ関係団体など、本来の祭祀承継者以外の者への返還について
- 今後発掘されるアイヌ遺骨の取扱い(象徴空間への集約、文化財保護法等に基づく手続等) 等